



三重県公報

平成24年6月1日（金）

第 2398 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
387	有害な興行の指定	(子どもの育ち推進課)	2
388	漁船損害等補償法の規定による付保の同意を求める旨の届出及びその関係調書の縦覧	(水産経営課)	2
389	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(サービス産業振興課)	2
390	建設工事に係る競争入札参加者の資格審査の申請の方法等	(建設業課)	3
391	土砂災害警戒区域の指定	(流域管理課)	5
392	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	5
海 調 委 告 示			
4	漁業権の免許内容等の事前決定についての公聴会の開催	(海区漁業調整委員会)	8
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	8
	同伴	(同)	9
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	9
	皆伐面積の限度の公表	(治山林道課)	9
	争議行為を行う旨の通知	(雇用対策課)	11
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	11
	土地区画整理組合の理事の退任及び就任の届出	(都市政策課)	11
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(公共事業運営課)	12

告 示

三重県告示第 387 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 24 年 6 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
18	映画	ムカデ人間 2 (原題) HUMAN CENTIPEDE 2	トランスフォーマー	平成 24 年 6 月 1 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
19	映画	ホテル嬢 悦楽とろけ乳	オーピー映画		
20	映画	ふがいない僕は空を見た	ステアウェイ		
21	映画	巨乳理髪店 乱れ揉みくちや	オーピー映画		

三重県告示第 388 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 24 年 6 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
桑名市中央町 5-44-2	水谷 隆行	赤須賀	赤須賀漁業協同組合
桑名市赤須賀 1817-137	樋口 利夫	赤須賀	赤須賀漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成 24 年 6 月 1 日から同月 15 日まで

(2) 縦覧場所

桑名市大字赤須賀 86-21 赤須賀漁業協同組合

三重県告示第 389 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 24 年 6 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) パロー大黒田店

松阪市大黒田町字西出 1248 番ほか 9 筆

2 松阪市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場収容台数を超える来客が予想される場合及び駐車場内が混雑することが予想される場合は、警備員等の配置等により、駐車場内の混雑緩和措置を講じること。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 建設工事に際して、騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）別表第 2 及び振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号）別表第 2 に掲げる特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の 7 日前までに松阪市環境部環境課に届出を行うこと。

イ 早朝の荷さばき作業に伴う騒音及び深夜の営業に伴う騒音（来店者による騒音を含む。）について十分に配慮すること。また、夜間は駐車場の見回りを行い、騒音の防止に努めること。

ウ 冷凍機、冷房機等の空調機器については、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）の届出対象であれば、設置着工の 30 日前までに松阪市環境部環境課に届出を行うこと。

エ 予測地点 C における換気扇 N o 54、予測地点 D におけるエコキュート N o 74 などの距離減衰による騒音レベルの低減が十分図れない設備については、苦情が発生する原因となる可能性があるため、ソフト面を含めた対策に万全を期すこと。

オ その他の給排気ファン、空調室外機等による騒音については、距離減衰等による十分な減衰が予測されているが、故障等により異常音が発生する可能性があるため、施設の定期的な点検及び周辺の見回りを行い、施設の維持管理に万全を期すこと。

カ 本計画概要書に記載されている境界等での騒音値はあくまでも予測であるため、事業開始後において実測を行うよう努めること。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物については、発生の抑制に努めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づいた運搬及び処理を行うこと。

(4) その他の事項

ア 交通安全対策については、三重県公安委員会（松阪警察署等）の交通管理上の意見を尊重すること。

イ 夜間の防犯対策については、安全対策等に係る設備の充実に努めること。

ウ 食品加工場及び厨房の臭気対策として、排気口の向き及び高さに留意すること。

エ グリストラップの点検、汚泥引き抜き等の維持管理を適正に行い、油分が公共用水域に流出しないよう万全を期すこと。

オ 住民説明会において、計画建物裏の側溝からの雨水の溢れなどを心配する意見が多く聞かれたため、適切に対応すること。

カ 松阪市は全域が景観計画区域であるため、3,000 ㎡を超える開発行為については景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく届出が必要であり、建築物若しくは工作物の高さが 10m を超えるもの又は建築面積が 1,000 ㎡を超えるものは、同法に基づく届出及び事前相談が必要であるため、該当する場合には松阪市都市政策部都市計画課に届出及び事前相談を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 24 年 6 月 1 日から同年 7 月 2 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 390 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 4 条第 1 項の規定により、建設工事に係る競争入札参加者の資格審査の申請の方法等を、次のとおり告示し、平成 24 年 6 月 1 日から適用します。

なお、有効期限が平成 26 年 5 月 31 日までの競争入札参加者の資格を既に有している者については、この告示の規定による審査の申請を行う必要はありません。

平成 24 年 6 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 調達する物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第4号に規定する調達契約

2 申請の時期及び時間

随時、申請を受け付けます。ただし、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。

なお、受付時間は午前9時から午後5時までとします。

3 提出書類

三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。以下「規則」といいます。）第4条第2項に規定する申請書に次の書類を添付して提出しなければなりません。

(1) 法人の場合

ア 登記事項証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限りします。）（写し可）

イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限りします。）（写し可）

ウ 建設業許可証明書（写し可）

エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限りします。）

オ 印鑑証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限りします。）（写し可）

カ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

キ その他知事が必要と認めた書類

(2) 個人の場合

ア 身分証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限りします。）（写し可）

イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限りします。）（写し可）

ウ 建設業許可証明書（写し可）

エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限りします。）

オ 印鑑（登録）証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限りします。）（写し可）

カ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

キ その他知事が必要と認めた書類

4 受付場所

郵便番号 514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部建設業課

電話 059-224-2723 ファクシミリ 059-224-3290

5 提出方法

持参によります。

6 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語で作成してください。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

また、通貨は日本国通貨に限りします。

7 競争入札参加者の資格

入札参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。

(3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可を受けているとともに、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（審査基準日が入札参加資格審査申請日の1年7月前の日以後で最新のものに限りします。）を受けていること。

(5) 入札（見積り）、契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等において必要な許可を有していること。

8 入札参加資格者名簿の有効期間、変更の届出及び資格の有効期間の更新手続

(1) 入札参加資格者名簿の有効期間

入札参加資格認定の日から平成 26 年 5 月 31 日までとします。

(2) 変更の届出

規則第 5 条の規定によります。

(3) 入札参加資格者名簿の有効期間の更新手続

規則第 4 条第 2 項の申請書を同条第 4 項に定める時期に申請する必要があります。

9 申請者への資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）します。

三重県告示第 391 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 24 年 6 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
黒田 2	名張市錦生 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
安部田 8	名張市錦生 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
矢川 2	名張市矢川 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
宇陀川安部田-6	名張市錦生 （詳細は次の図のとおり）	土石流
宇陀川安部田-7	名張市錦生 （詳細は次の図のとおり）	土石流
宇陀川安部田-8	名張市錦生 （詳細は次の図のとおり）	土石流
宇陀川観音谷-1	名張市錦生 （詳細は次の図のとおり）	土石流
宇陀川ナカノ谷-2	名張市錦生 （詳細は次の図のとおり）	土石流
阿清水川 1	名張市竜口 （詳細は次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、三重県伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 392 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 24 年 6 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
黒田 1	名張市錦生 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
結馬	名張市錦生 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 1	名張市錦生 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 2	名張市錦生 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒田 3	名張市錦生 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

安部田 3	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 4	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒田 4	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 5	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 6	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 9	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名張 59	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名張 85	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名張 86	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 I-7	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 I-8	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 I-9	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 I-17	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒田 II-5	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
結馬 II-1	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 II-10	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 II-11	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 II-12	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 II-13	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 II-14	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 II-15	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 II-16	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢川 1	名張市矢川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上三谷	名張市上三谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
竜口 1	名張市竜口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
竜口 2	名張市竜口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
竜口 3	名張市竜口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上三谷 6	名張市上三谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

上三谷 2	名張市上三谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上三谷 3	名張市上三谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上三谷 4	名張市上三谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上三谷 5	名張市上三谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
竜口 4	名張市竜口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上三谷 7	名張市上三谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上三谷 8	名張市上三谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安部田 10	名張市安部田、矢川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
竜口 5	名張市竜口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
竜口 6	名張市竜口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇陀川安部田-1	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川安部田-2	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川安部田-3	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川安部田-4	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川安部田-5	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川西谷芝谷-1	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川西谷芝谷-2	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川観音谷-2	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川観音谷-3	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川湯山谷	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川安部田-9	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川井出-1	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川御所垣内谷-1	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川御所垣内谷-2	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川井出-2	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川結馬	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川巢ヶ谷	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川黒田	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

宇陀川堂ヶ谷	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川ナカノ谷-1	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇陀川コロク谷	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
名張川黒田-1	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
名張川黒田-2	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
名張川黒田-3	名張市錦生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
阿清水川 2	名張市竜口 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
阿清水川 3	名張市竜口 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
阿清水川 4	名張市竜口 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
阿清水川 5	名張市竜口 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、三重県伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。）

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 4 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 4 項の規定により、漁業権の免許内容等の事前決定について、次のとおり公聴会を開催します。

- 平成 24 年 6 月 1 日
- 三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武
- 1 期

日 平成 24 年 7 月 17 日（火） 午前 10 時から午前 11 時まで
- 2 場

所 三重県津市栄町一丁目 954 三重県栄町庁舎 4 階 第 41 会議室
- 3 目的及び内容

次の海域における漁業権の免許内容等の事前決定について、漁業権を有する者、入漁権を有する者、漁業権に基づいて漁業経営をしている者、漁業協同組合関係者その他利害関係のある者から意見を聴取します。

漁業の種類	計画件数	漁場計画を樹立する海域
区画漁業（真珠養殖業）	1 件	北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦地先海面

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 24 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

其村土地改良区（津市一志町田尻 593 番地 2）

退任理事

津市一志町其村 537 番地

池 山 隆 一

津市一志町其村 529 番地
 " " " 593 番地
 " " " 531 番地
 " 須ヶ瀬町 1552-3 番地
 " " 1551-1 番地
 " 久居井戸山町 2730 番地
 " 一志町其村 539 番地
 " " " 579 番地
 " " " 570 番地

退任監事

津市一志町其村 526 番地
 " 須ヶ瀬町 1637 番地

就任理事

津市一志町其村 526 番地
 " " " 529 番地
 " " " 579 番地
 " 久居井戸山町 2730 番地
 " 一志町其村 570 番地
 " " " 563 番地
 " 須ヶ瀬町 1536 番地

就任監事

津市一志町其村 593 番地
 " 須ヶ瀬町 1637 番地

海 津 幹 雄
 松 岡 伸 一
 池 山 克 己
 渡 辺 久 鎧
 杉 山 輝 雄
 黒 宮 俊 行
 池 山 光 也
 松 岡 定 男
 山 口 正 美

池 山 勝
 前 葉 将

池 山 勝
 海 津 幹 雄
 松 岡 定 男
 黒 宮 俊 行
 山 口 正 美
 池 山 允 敏
 宮 下 佑

松 岡 伸 一
 前 葉 将

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 24 年 6 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

高束土地改良区（松阪市飯南町粥見 3950）

退任理事

松阪市飯南町粥見 4439 番地
 " " " 4533 番地 2
 " " " 2841 番地
 " " " 3890 番地
 " " " 5083 番地 1
 " " " 2350 番地 2

就任理事

松阪市飯南町粥見 2357 番地
 " " " 4378 番地
 " " 向粥見 1956 番地
 " " 粥見 4849 番地
 " " " 3826 番地
 " " " 2774 番地 2

上 山 京 二
 水 平 芳 美
 林 文 平
 坂 本 智
 岡 田 長
 阪 口 学

中 村 一 能
 上 山 石 穂
 間 瀬 忠 幸
 村 田 久 雄
 杉 坂 嘉 春
 世 古 吉 生

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、其村土地改良区（津市一志町田尻 593 番地の 2）の定款の変更を認可しました。

平成 24 年 6 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 24 年度における保安林の皆伐

による立木の伐採につき、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表します。

平成 24 年 6 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の名称	保安林指定の目的	皆伐面積の限度 ha
員弁川	水源のかん養	169.11
	土砂の流出の防備	251.67
四日市地区	水源のかん養	2.59
	土砂の流出の防備	238.52
鈴鹿川	水源のかん養	84.22
	土砂の流出の防備	278.41
北勢	公衆の保健	288.30
安濃川	水源のかん養	98.94
	土砂の流出の防備	24.46
雲出川	水源のかん養	266.46
	土砂の流出の防備	123.69
津地方	公衆の保健	53.66
櫛田川	水源のかん養	730.12
	土砂の流出の防備	268.11
宮川上流	水源のかん養	1096.65
	土砂の流出の防備	171.57
松阪地方	公衆の保健	118.08
宮川下流	水源のかん養	547.61
	土砂の流出の防備	118.47
志摩地区	水源のかん養	66.82
	土砂の流出の防備	70.52
五ヶ所地区	水源のかん養	1.78
	土砂の流出の防備	22.49
吉津地区	水源のかん養	242.96
	土砂の流出の防備	93.38
	干害の防備	1.60
伊勢市二見町今一色ほか	風害の防備	0.72
鳥羽市浦村町字麻倉島ほか	風害の防備	0.18
志摩市志摩町片田字大里ほか	風害の防備	0.36
南勢志摩	公衆の保健	27.90
伊賀地区	水源のかん養	154.76
	土砂の流出の防備	221.98
伊賀	公衆の保健	82.24
尾鷲地区	水源のかん養	804.27
	土砂の流出の防備	382.58
紀北	公衆の保健	23.02
木本地区	水源のかん養	56.30
	土砂の流出の防備	18.16
熊野川	水源のかん養	179.68
	土砂の流出の防備	145.98
紀南	公衆の保健	1.20

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、平成 24 年 5 月 23 日、伊勢赤十字病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成 24 年 6 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 事件

- (1) 夏季一時金について
- (2) 夏季特別休暇について
- (3) 職場要求について

2 日時

平成 24 年 6 月 6 日午前 0 時以降要求解決まで

3 場所

伊勢赤十字病院内の会議場又は一部の職場

4 概要

あらゆる形の争議行為及び妨害排除のための一切の争議行為

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 24 年 2 月 29 日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

平成 24 年 6 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

四日市市十志町地内

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定により、鈴鹿市白江土地区画整理組合から次のとおり理事の退任及び就任の届出がありました。

平成 24 年 6 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

退任理事

長谷川 敏 和	鈴鹿市江島町 169 番地の 2
伊 藤 勤	鈴鹿市岸岡町 3513 番地の 4
中 山 邦 則	鈴鹿市白子本町 8 番 21 号
清 水 清	鈴鹿市東江島町 11 番 6 号
小 崎 守	鈴鹿市江島本町 25 番 7 号
中 村 信 一	鈴鹿市東江島町 1 番 40 号
山 野 和喜三	鈴鹿市白子町 2635 番地
中 村 清四郎	鈴鹿市江島町 538 番地の 2
竹 口 眞 睦	鈴鹿市白子一丁目 5 番 10 号
内 田 秋 生	鈴鹿市白子本町 9 番 2 号

就任理事

長谷川 敏 和	鈴鹿市江島町 169 番地の 2
中 村 清四郎	鈴鹿市江島町 538 番地の 2
伊 藤 勤	鈴鹿市岸岡町 3513 番地の 4
中 山 邦 則	鈴鹿市白子本町 8 番 21 号
小 崎 守	鈴鹿市江島本町 25 番 7 号
松 下 保	鈴鹿市東江島町 3 番 13 号
竹 口 眞 睦	鈴鹿市白子一丁目 5 番 10 号

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成24年6月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県公共事業情報統合データベース再構築・運用保守業務委託

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

契約締結の日から平成30年3月31日（土）までとします。

(4) 納入場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県物件等電子調達システム（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、5(3)に掲げる部局に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により入札に参加する場合の調達システム利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成24年6月15日（金）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を、平成24年7月26日（木）15時までに提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係

る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

- (4) 契約保証金の免除を希望される場合は、過去3年の間に、今回の契約金額と同規模程度又は同規模以上の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書（入札説明書別紙1「契約実績証明書」）

5 入札手続等に関する事項

(1) 入札事務担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部県土整備財務課経理1グループ 担当 濱野

電話 059-224-2653 ファクシミリ 059-224-2415

(2) 契約事務担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部公共事業運営課情報化グループ 担当 野村

電話 059-224-2208 ファクシミリ 059-224-3290

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援室企画支援グループ

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 入札説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成24年6月15日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成24年6月22日（金）までに通知します。

(6) 技術提案書等提出の日時及び場所

ア 日時 平成24年6月25日（月）から同月29日（金）15時まで

イ 場所 5(1)に掲げる部局

ウ 提出方法

入札説明書2頁に掲げる技術提案書等の提出は、原則、郵送とします。郵送とする場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、5(1)に掲げる部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、封筒等の外側に「三重県公共事業情報統合データベース再構築・運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 提案書評価表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、本案件担当予定者は必ず出席してください。

イ 日時 平成24年7月17日（火）予定

詳細 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 会場の都合上、出席者は本案件担当予定者を含め、3名以内としてください。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成24年7月20日（金）15時まで

入札と合わせて提出が必要となる入札説明書様式1「入札金額内訳書」は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札説明書の入札書と様式1「入札金額内訳書」を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成24年7月20日（金）15時まで

なお、三重県庁内郵便局へは平成24年7月11日（水）から同月20日（金）15時までの間に到着するように投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 県土整備部県土整備財務課経理1グループ 担当 濱野

案件名 三重県公共事業情報統合データベース再構築・運用保守業務委託入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 平成 24 年 7 月 20 日（金）15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県庁 5 階 県土整備部県土整備財務課経理 1 グループ

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、平成 24 年 7 月 19 日（木）17 時までに 5(1)に掲げる部局へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を希望される場合は、過去 3 年の間に、今回の契約金額と同規模程度又は同規模以上の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書（入札説明書別紙 1「契約実績証明書」）を提出してください。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

本入札に関する事項（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）に質疑がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに 5(1)に掲げる部局へ書面（FAX 可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、「入札情報公開システム」の「発注情報閲覧」で行います。

質疑提出締切 平成 24 年 6 月 8 日（金）15 時まで

結果回答 平成 24 年 6 月 12 日（火）15 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を延期又は中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年三重県告示第230号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of Contract Details:

Rebuilding the Mie Prefectural Integrated Database of Public Works Information and its maintenance duties for five years

(2) Submission of Proposal:

Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, Monday, June, 25, 2012 and 3:00 P.M. on Friday, June, 29, 2012.

(3) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, July 20, 2012.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, July 11, 2012 and 3:00 P.M. on Friday, July 20, 2012.

(4) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Friday, July 20, 2012.

(5) Managing Authority:

ICT Group, Public Works Management Office, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefectural Government.

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-2208

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とする。

(1) 入札価格の評価

入札価格の評価については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」という。）を与える。

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価については、資料4「落札候補者決定基準」の（別紙1）提案書評価表に基づき提案内容を評価し、提案内容に対する評価点（以下「技術評価点」という。）を与える。

(3) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定する。

ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とする。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合

「入札価格」が低い者を落札候補者とする。

ウ 「入札価格」が同じ場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。

2 入札価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式による。

$$\text{「価格評価点」} = 500 \times (1 - X / K)$$

X：入札価格（円）

※ 平成24年度から平成29年度までの年度別価格の総合計が入札価格となる。

K：評価基準額（円）

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行う。

※ 有効数字は、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

3 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行う。

(1) 大分類の設定

次のとおり大分類を設定する。

ア 業務システム：業務の理解度、基本的な考え方及びソリューション

イ システム基盤：機能を実現するためのハードウェア/ソフトウェアの構成及びソリューション

ウ 設計開発：入札者の設計開発能力に係る部分

エ 運用保守：入札者の運用保守能力に係る部分

(2) 配点方法

「技術評価点」の満点を1,000点として、次のように点数を配点する。

<配点設定>

ア 業務システム：350点（評価項目数：15項目）

イ システム基盤：200点（評価項目数：8項目）

ウ 設計開発：250点（評価項目数：19項目）

エ 運用保守：200点（評価項目数：10項目）

(3) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1から5までの項目加重点を評価項目ごとに設定する。

(1, 3, 5の3段階)

(4) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は0点から10点までとする。

ア 標準的なレベルの提案であれば「5点」とする。

イ 優れたレベルの提案は「8点」とする

ウ 劣ったレベルの提案は「2点」とする

エ 記述のないものは「0点」とする

オ 同レベルの者が2人以上あり、提案内容に差がある場合は、1点又は2点を加点又は減点する。

カ 技術提案書聴取会の内容を踏まえ採点する。

「項目評価点」は、各委員が評価した点数を合計し、委員数で割った平均点とする。

※ 有効数字は小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 「技術評価点」の計算

「技術評価点」は、以下の式で求めた調整後項目評価点の合計とする。

$$\text{調整後項目評価点} = \text{項目加重点} \times \text{項目評価点}$$

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者とするが、下記の(1)から(3)までの全ての要件を満たさない者は落札候補者とししない。

- (1) 入札価格が、資料1「入札説明書」3で示した評価基準額以内であること、かつ、資料1「入札説明書」の様式1「入札金額内訳書」により提案された各年度別価格が、資料1「入札説明書」10(5)で示した年度別の

支払限度額以内であること。

※ 上記に記載した金額は、全て消費税抜きの額とする。

- (2) 資料3「提案書記入要領」の（別紙3）「提案書記載依頼事項」の評価項目のうち、「必須・任意」欄に「必須」と記載のある全ての評価項目に記述があること。
- (3) 資料4「落札候補者決定基準」の（別紙1）提案書評価表の評価項目のうち、下表の全ての評価項目について、項目評価点が5点以上であること。

欄	大分類	評価項目
ア	業務システム	(1) システム全体概要 項目①
ア	業務システム	(9) サブシステム等：データ解析サブシステム(G I S) 項目①
イ	システム基盤	(1) ハードウェア・ソフトウェア構成 項目①
イ	システム基盤	(1) ハードウェア・ソフトウェア構成 項目②
エ	運用保守	(1) システム運用保守業務の考え方 項目①
エ	運用保守	(2) 運用管理業務 項目①

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
